

新型インフルエンザに係る教育委員会の対応について

1 夏季休業後の学校における新たな対応

(1) 報告基準

38℃以上の発熱で、1クラス3名以上の欠席者がいる場合、学校長は教育委員会及び区福祉保健センターに報告を行う。(従来は1クラス6名以上で報告)

(2) 学級閉鎖基準

38℃以上の発熱による欠席者が1クラスで概ね2割いる場合、学級閉鎖の措置をとる。(季節性インフルエンザの場合、欠席者が1クラスで約3～4割となった段階で例年学級閉鎖を実施) 閉鎖期間については、5日間を目安とし、教育委員会が判断を行う。

(3) 学年閉鎖及び休校措置

学級閉鎖の状況、欠席者の動向を踏まえ、関係部局と協議の上、教育委員会が判断を行う。

2 児童生徒に対する指導

(1) 丁寧な手洗い・うがいを徹底する。

(学校においては、午前、午後各1回のうがい・せっけんを用いた手洗いを引き続き実施)

(2) 症状が出ている場合の登校や外出を控えさせる。

(3) 咳エチケットを励行する。

3 教育委員会の対応

(1) 「学校における新型インフルエンザ対応マニュアル」の作成・配付

(2) 学校備蓄

- ・マスクの追加配付(9月に1校につき100枚追加配付し、計300枚配付済)
- ・外来者用手指消毒液(1本)の配付(9月予定)
- ・体温計(7月までに、各校2～4本配付済)

4 夏季休業後、インフルエンザ様症状で学級閉鎖、学年閉鎖を行った学校(9月16日現在)

校種	学校数	学級閉鎖数	学年閉鎖数	欠席者数
小学校	56校(※1)	52校(※4) 60学級	6校6学年	624名(学級502名) (学年122名)
中学校	11校(※2)	11校(※5) 15学級	0	118名
高等学校	1校	1校 1学級	0	8名
特別支援学校	1校	1校 1学級	0	1名
計	69校(※3)	65校(※6) 77学級	6校6学年	751名

(※1)延べ56校：小学校10校で、別日に学級・学年閉鎖を実施しているため、学校別では41校

(※2)延べ11校：中学校2校で、別日に学級閉鎖を実施しているため、学校別では8校

(※3)延べ69校：学校別では51校 (※5)延べ11校：学校別では8校

(※4)延べ52校：学校別では36校 (※6)延べ65校：学校別では46校

学校における
新型インフルエンザ
対応マニュアル

平成21年9月
横浜市教育委員会

目次

はじめに

総論

新型インフルエンザとは

- 1 新型インフルエンザとは 3
- 2 新型インフルエンザの症状 3
- 3 普通のかぜ、インフルエンザ、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザの違い . . . 3

学校の取組（対策の柱）

- I 臨時休業（休校）まで 4
 - 1 啓発と予防
 - 2 危機管理体制
- II 休校中 5
 - 1 啓発と予防
 - 2 危機管理体制
- III 学校再開後 6
 - 1 検証と改善
 - 2 教育活動の再開

各論

対策 予防と啓発（予防に勝る対策なし・知識は最良のワクチン）

- 1 児童生徒への指導事項及び保護者への啓発・周知事項 7
- 2 学校としての準備 9

いざという時の対応 世界のどこかで強毒性新型インフルエンザが発生

- 1 強毒性新型インフルエンザ発生が確認されている外国からの帰国児童生徒の転入の申し出があった 10
- 2 強毒性新型インフルエンザ発生が確認されている外国からの児童生徒の体験入学の申し出があった 10
- 3 38℃以上の発熱による欠席者がいる（報告から閉鎖までの流れ） 11
- 4 登校後、38℃以上の発熱を呈した児童生徒がいる 14
- 5 学級閉鎖・学年閉鎖になったら 15
- 6 休校になったら 17
- 7 学校再開後（検証と改善） 流行の第二波に備えた校内体制づくり 19
- 8 体調不良による「出席停止」について 20
- 9 教職員自身またはその家族が発症したら 21

資料編

はじめに

現在世界各国・地域で流行（フェーズ6）している新型インフルエンザ（A/H1N1）は、弱毒性と言われつつも、ほとんどの人が免疫をもっていないため、またたく間に感染が拡大し、基礎疾患を有するものや乳幼児、妊婦などは重症化し、一部死亡する事例も見られる。

一方、強毒性の高病原性鳥インフルエンザは、これまでも日本を含むアジアを中心に、アフリカやヨーロッパなど広い地域で発生が見られ、インドネシア、ベトナム、中国等においてはヒトへの感染や死亡例が報告されているなど、高病原性鳥インフルエンザ由来（変異）の新型インフルエンザ出現が懸念されている。

過去に新型インフルエンザが流行した時と比べ、現在は衛生環境や医療供給体制が向上しているため、過去の記録から推定することは難しいが、強毒性の新型インフルエンザが発生したときは、近年の人口の増加と都市への集中、高速大量交通により、短期間に感染が拡大し、かなりの健康被害が出る可能性が高い。

このような状況を踏まえ、国では平成20年5月に感染症法を改正し、それまでは特例措置として、入院措置等が可能な感染症として政令で指定していた鳥インフルエンザ（H5N1）を感染症法上の二類感染症に指定し、また新型インフルエンザを感染症法及び検疫法に位置付け、検疫措置、入院措置等の規定を整備した。文部科学省においても新型インフルエンザについて、出席停止や学校の臨時休業措置を講じることができるよう、学校保健安全法施行規則を改正した。

冬季に流行するいわゆる季節性インフルエンザも、現在流行している新型インフルエンザ（A/H1N1）も医療機関における簡易検査ではともに「A型」を示し、症状も似ている。よって、今後は新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行状態を保ったまま、季節性インフルエンザ（香港型、ソ連型など）が併せて流行する状況が十分に予想される。さらに、そうした状況下で強毒性の新型インフルエンザが出現・流行する可能性も否定できない。

本マニュアルは、こうした状況を想定し、現在流行している新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応を基本としつつ、強毒性の新型インフルエンザへの対応も視野に入れ作成したものである。

なお、本マニュアルは市及び文部科学省等の行動計画等をもとに作成したものであり、**今後の状況（発生状況、流行状況等）に応じて適宜改訂を行うものとする。**

新型インフルエンザとは

1 新型インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気で、ヒトだけでなく、他の動物もインフルエンザウイルスに感染する。通常、インフルエンザウイルスは、例えばヒトからヒトへとといった同種の間で感染するものである。

しかし、インフルエンザウイルスの性質が変わる（変異する）ことによって、これまでヒトに感染しなかったインフルエンザウイルスがヒトへ感染するようになり、そしてさらにはヒトからヒトへ感染するようになる。この変異したインフルエンザウイルスのことを新型インフルエンザウイルスといい、それによって起こるインフルエンザを新型インフルエンザという。

弱毒性の H1N1 型新型インフルエンザウイルスはすでに出現しているが、強毒性への変異や強毒性の出現の予測は困難である。新型はほとんどのヒトは免疫をもっていないので、容易に人から人へ感染して広がり、急速な世界的大流行（パンデミック）を起こしやすい。

2 新型インフルエンザの症状（横浜市新型インフルエンザ対策行動計画より）

強毒性の新型インフルエンザに変異することが懸念されている高病原性鳥インフルエンザの症状としては、これまで東南アジアなどでの事例では、発熱、せきなど、ヒトの一般的なインフルエンザと同様の症状に加え、下痢を認めた例もあった。また、高病原性鳥インフルエンザに感染後の致死率は 60%以上と極めて高く、肺炎が主な死因となっている。

しかし、高病原性鳥インフルエンザウイルスが人から人へと感染する新型インフルエンザウイルスに変異した場合、その症状の程度は、現在のところ予測が困難である。

3 普通のかぜ、インフルエンザ、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザの違い（横浜市新型インフルエンザ対策行動計画より）

普通のかぜの症状は、のどの痛み、鼻汁、くしゃみやせきなどが中心で、全身の症状はあまり見られない。発熱もインフルエンザほど高くなく、重症化することはほとんどない。

一方、毎年冬を中心に流行する**インフルエンザ**の場合は 38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が強く、あわせて普通のかぜと同様の、のどの痛み、鼻汁などの症状も見られる。さらに、気管支炎、肺炎、小児では中耳炎、熱性けいれんなどを併発し、重症化することもあるのもインフルエンザの特徴である。

インフルエンザの原因となるインフルエンザウイルスには様々な種類があり、自然界においてヒト以外の動物、特にカモ、アヒルなどの水鳥を中心とした鳥類に感染している。インフルエンザウイルスが感染している鳥類の多くは症状はないが、他の鳥類に感染して症状が出た場合、それを**鳥インフルエンザ**という。また、鳥インフルエンザのなかでも、鳥類が死んでしまう重篤な症状をきたすものを**高病原性鳥インフルエンザ**という。

強毒性の新型インフルエンザとは、従来は人に感染することがなかった鳥インフルエンザウイルス等が人に感染し、人の体内で増えることができるように変異し、人から人へと効率よく感染できるようになったウイルスによる疾患を指す。

学校の取組（対策の柱）

I 臨時休業（休校）まで

1 啓発と予防

(1) 啓発

感染予防対策、また風評による不当な扱いや混乱を防ぐためにも、厚生労働省などの公的な正しい情報に基づいた啓発が大切である。各学校では、関係省庁等のホームページなどを参考に、学校だより、保健だよりなどを通して児童生徒・保護者への啓発に努めることが大切である。

また、児童生徒が新型インフルエンザに対する正しい知識を習得したり、対応能力を高めるためには教科（体育、保健体育など）・領域（特別活動など）などを通じて、計画的に指導することも考えられる。

啓発には、新型インフルエンザの知識だけでなく、生活習慣も含めた自己健康管理、体調不良時は登校を見合わせる必要性や出席停止時、臨時休業時の過ごし方なども含まれる。流行の段階に応じて、適宜周知していくことが大切である。

【参考関連ホームページ（HP）】

- 横浜市健康福祉局：<http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/>
 - ※ 横浜市健康福祉局のホームページには、保護者、児童生徒向けの啓発チラシなどが掲載されている。学校だよりや保健だよりなどでそのまま使えるようにワードファイルでも掲載している。（チラシの全部または一部の使用にあたっては、健康福祉局または教育委員会への連絡は必要ありません）
- 横浜市衛生研究所：<http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/eiken/>
- 厚生労働省：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>
- 国立感染症研究所：<http://www.nih.go.jp/niid/>
- 文部科学省：http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/
- 神奈川県保健福祉部：<http://www.pref.kanagawa.jp/menu/page/020202.html>

(2) 予防

※ **季節性インフルエンザや麻しんなどと同様の感染予防対策がポイント**
個人レベルでの感染予防策の徹底が重要である。

- ・ うがい、手洗いの励行
- ・ マスクの着用（せきエチケット）
- ・ 免疫力を高めるための規則正しい生活とバランスの良い食事
- ・ 適度な湿度の維持と換気
- ・ 国内外の発生状況によっては、人混みや繁華街への外出、流行地への渡航や不要不急の外出の自粛

2 危機管理体制

強毒性の新型インフルエンザによる臨時休業措置（以下、休校という）は長期間に及ぶことが予想され、その期間は流行の程度により、休校期間中に変更になることも予想される。

(1) 情報収集連絡体制

① 学校 ⇄ 家庭

各学校は、休校期間中の健康状況・学習状況の把握及び学習課題の発信の手段を、児童生徒や保護者の実態、地域の実情に応じて予め複数ルート構築し、児童生徒・保護者に事前に周知しておく必要がある。

また、勤務体制の縮小等から、必ずしも電話やFAXだけが有効手段とは限らない。よって、各家庭の実態を考慮しつつ、柔軟な連絡体制を構築する必要がある。

② 教職員間

新型インフルエンザは、誰もが免疫を持っていないため、教職員も感染・発症する可能性がある。そこで、危機管理体制の一貫として、家庭との連絡窓口の複数担当制（バックアップ体制）や教職員間の連絡方法や休校中の勤務体制も複数構築しておく必要がある。

③ 学校 ⇄ 教育委員会

健康教育課内に専用電話（671-3797）・専用FAX（681-2899）を設置し、学校からの情報はそこに集約する。教育委員会から学校への情報伝達はYCAN等を活用する。

	内容例	方法例
学校 → 児童生徒・保護者	休校のお知らせ・休校期間の変更・学習課題について（マスメディアの活用等）	一斉メール配信システム・学校HP・電子メール・電話・FAX
児童生徒・保護者 → 学校	健康状況・学習課題について	電子メール・電話・FAX
教職員間	自身及び家族の健康状況・児童生徒の状況	電子メール・電話・FAX

④ 学校 ⇄ 学校

適宜、近隣学校等間で情報交換をするなど、流行の端緒の把握に努める。

(2) 校内発症対応

強毒性の新型インフルエンザが世界（含む日本）のどこかで発生した段階以降、児童生徒が登校後38℃以上の高熱を呈した場合、早退するまでの間、対応する教職員（養護教諭等）はマスクなどを着用することが求められる。

Ⅱ 休校中

強毒性新型インフルエンザによる休校の場合は、感染拡大防止の観点から家庭訪問が困難なことが予想され、各学校では、休校前に構築した情報収集連絡体制（前述）により、学校再開へ向けて次のような準備をしていく。

1 啓発と予防

休校措置は、国内外で感染拡大が十分に想定される状態なので、各家庭は新型インフルエンザに関する必要な情報はマスコミ等から入手できる状況と思われるが、学校は必要に応じて休校前に構築した情報収集連絡体制により情報発信（不要不急な外出自粛などの感染拡大

予防)することが望ましい。また、発症等への対応方法については、各家庭から保健所等(発熱相談センター等)に直接問い合わせることになる。

2 危機管理体制

(1) 情報収集連絡体制

学校再開後、スムーズな学校生活がスタートできるためにも、休校前に構築した情報収集連絡体制に基づき、休校中の児童生徒の健康状況や学習状況などを可能な限り収集することが望まれる。

流行状況に応じて必要な啓発を事前に各学校で行うとはいえ、準備期間が短い状態で休校に入ることも十分に予想される。そこで、休校中に適宜「休校中の過ごし方」「学習課題」「再開予定」などの発信の必要性が想定される。特に、学習課題の発信は、学習習慣・生活習慣の維持につながる。学校と家庭とのコミュニケーションは学校再開をスムーズにするものと考えられる。

(2) 教職員の勤務体制

休校中の教職員の勤務体制は、感染拡大防止の観点から必要最低限になることが予想されるが、現段階で詳細は未定である。ただし、連絡体制は前述のとおり構築しておく必要がある。

Ⅲ 学校再開後

1 検証と改善

新型インフルエンザは、発症者数の規模を徐々に小さくしながらも、小康状態後第二波、第三波が到来すると想定されている。そこで学校再開後は、児童生徒への聞き取りや教職員間の情報交換などにより、休校前や休校中の体制について各学校ごとに検証し、情報収集連絡体制や啓発のあり方などを改善し、あらためて新型インフルエンザに関する啓発を行い、予防に努める取組が必要である。

必要な事項は教育委員会から指示するが、現段階では詳細未定である。

2 教育活動の再開

(1) 発症者への配慮

発症者への風評被害が起きないように、人権に配慮した指導・対応が重要である。

(2) 心理的な支援(心のケア): 保護者の理解・協力のもとに

必要に応じて、保護者が重篤症状になった児童生徒や、自身が重篤症状になった児童生徒の教育活動再開への心理的な支援を行う。その際、児童生徒の状況に応じて、スクールカウンセラーや学校カウンセラーとの連携を図ることも大切である。

(3) 授業時数の回復等

授業時数の回復にあたっては、教育委員会の指導を受けつつ、教科・領域の全体計画を見据え、横断的、効果的な指導ができるように十分配慮する。

また、進路指導については、教育委員会各所管課からの情報を受けつつ、児童生徒及び保護者へ適時な情報提供を行うなど、児童生徒及び保護者が不安にならないように十分に配慮する。

各論

対策

予防と啓発（予防に勝る対策なし・知識は最良のワクチン）

1 児童生徒への指導事項及び保護者への啓発・周知事項

(1) 野鳥との接触に関する留意事項

- ① 野鳥に近づいた場合には、手をきちんと洗い、うがいをする。
 - ② 死んだ野鳥を発見した場合には、手で触らず、教育委員会（健康教育課）に報告するとともに区福祉保健センターに相談すること。
- ※ 校内で飼育している鳥類への児童生徒の接触を禁止する場合は、教育委員会より通知する。

(2) 新型インフルエンザの基礎知識と予防

- ※ 資料編「新型インフルエンザってなに？」などを参照
- ① 免疫をもっている者がほとんどいないため、誰もが感染・発症しやすいこと。
 - ② 積極的なうがい・手洗いの励行、せきエチケットが重要であること。
 - ③ 免疫力を高めるための、早寝・早起き・バランスのよい食事・十分な睡眠など、規則正しい生活が大切であること。
 - ④ 体調不良時は登校前に検温し、熱がある場合は無理に登校しないこと。
 - ⑤ 基礎疾患（ぜんそくなどの呼吸器疾患、心疾患、糖尿病、腎臓病など）がある者は、体調不良時に早目に受診すること。
 - ⑥ 体調不良による欠席時は次の内容を必ず連絡すること。
 - ・ 体調不良の具体的内容（発熱状況は必須）
 - ・ 医療の受診の有無 → 受診した場合は「医療機関名」と「診断名」
 - ⑦ インフルエンザと診断された場合、または検疫所、保健所、医師から外出を自粛するよう言われた場合は「出席停止」となること。
 - ⑧ 横浜市の発熱相談センター
電話 6 7 1 - 4 1 8 3 平日 9 時～17 時
聴覚が不自由な方で電話相談ができない方は、FAX 6 6 4 - 7 2 9 6 で受付

(3) 学校の取組

- ① 人権への配慮
 - ・ 発症者や海外からの帰国児童生徒が風評被害に遭わないための配慮
- ② 野鳥との接触に関する留意事項
 - ・ 鳥や動物を飼育している場合には、それらが野鳥と接触しないようにすること。
 - ・ 飼育動物等に触った後は、ていねいな手洗いやうがいを行うこと。
 - ・ 糞尿を速やかに処理するなどして飼育動物の周りを清潔にすること。
- ③ 指導・啓発・周知方法の留意点
 - ・ 「食育」や教科（体育、保健体育など）・領域（特別活動など）と関連付けを図るな

ど、効果的な指導を行うことが望ましい。

- 適宜、学校だより、保健だより等を活用し、市内流行状況、校内の発生状況等を効果的に情報発信すること。
 - 指導・啓発にあたっては、公的機関（厚生労働省、文部科学省、国立感染症研究所、横浜市健康福祉局）のホームページ（HP）などの情報を活用すること。
- ※ 参考資料
- YCAN健康安全課ページ「各種チラシのダウンロード」（WORD版を掲載）
<http://inw1.office.ycan/b/kf/kenkoanzen/tirasi/tirashi.html>
 - 横浜市ホームページ「新型インフルエンザ対策について」（PDF版を掲載）
http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/hpai/new_hpai.html

2 学校としての準備

(1) 休校中の学習課題の準備

- ① 長期間の休校を想定した課題の質・量を設定すること。
- ② 休校中に休校期間が変更（延長・短縮）されることを想定し、各課題は取り組む期間の目安（1日あたりの目安など）を設定すること。
- ③ 各教科・領域のバランスがとれた課題を設定すること。
- ④ できるだけ教科書、副教材等と関連を図った学習内容にすること。
- ⑤ 児童生徒の置かれた環境や、学習の進度にきめ細やかに対応できるように多様な学習方法や学習内容とすること。
- ⑥ 家庭内での学習となるため、テレビ・ラジオ等の教育番組やインターネットの活用による学習の情報提供なども考慮すること。
- ⑦ 特別支援学校においては、児童生徒一人ひとりの発達の段階、健康状態、家庭状況等を踏まえて、家庭学習課題を保護者に提示し、協力を求めること。
 - ※ 教育委員会が提示する「家庭学習の課題例」も参考にする。
 - ※ 教育委員会が配付した「はまっ子家庭学習まるわかりガイド（小学生版）」「はまっ子家庭学習パーフェクトガイド（中学生版）」の活用を保護者に促す。

(2) 情報収集連絡体制

- ① 双方向（学校 ⇄ 家庭、教職員 ⇄ 教職員）の連絡通信手段を構築すること。
 - ・電話、FAX
 - ・電子メール（パソコン、携帯）
 - ・学校ホームページ など
 - ※ 電話、FAX以外の方法を積極的に検討
- ② 小学校に設置してある「はまっ子ふれあいスクール」「放課後キッズクラブ」と、日頃から児童の健康状況について情報交換などをする。

(3) 役割分担

- ① 学校管理職が感染・発症し、入院等で意思決定が困難な場合に備えて、教育委員会と学校の連絡担当者を予め複数人決め、担当順位を決めておくこと。
- ② 休校中の、情報収集係、情報発信係、施設・設備維持係、外部対応係、関係機関連絡係等を教職員人数に応じて決めておくこと。
 - ※ 教職員自身が罹患し勤務不可能となった場合に備え、各係は複数が望ましい。

(4) 学校備蓄品について

- ① 不織布マスク、消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム、手指用消毒アルコール）、ゴム手袋、ペーパータオルなど
- ② 必要に応じて乾麺、レトルト食品など

※ 休校後の勤務時に、感染拡大予防の観点から、出前を取るなどが困難な場合に備えた、あくまで教職員個人用なので、購入にあたっては教職員の個人負担とする。

いざという時の対応

世界のどこかで強毒性新型インフルエンザが発生

1 強毒性新型インフルエンザ発生が確認されている外国からの 帰国児童生徒の転入の申し出があった

※ 「就学機会の適切な確保」が大原則！

申し出時の電話または面接時の聞き取りで、

- (1) 当該児童生徒またはその家族が新型インフルエンザを疑わせる症状（「強毒性鳥インフルエンザ（H5N1）由来の新型インフルエンザ」の症状は、現段階では未確定）を呈している場合
- (2) 無症状だが、現地で患者または鳥インフルエンザにより死んだと思われる鳥と接触歴がある場合

のいずれかにあてはまる場合は、

- ・保護者から区福祉保健センターに連絡してもらい指示にしたがってもらおう。
- ・学校から教育委員会（健康教育課）へ電話連絡する。

電話 671-3797（つながりにくい場合は、671-3275も可）

※ 上記（1）（2）いずれにもあてはまらない場合及び「強毒性新型インフルエンザ発生が確認されていない国」からの転入については、健康状況を確認し、体調不良がなければすみやかに転入続きをすすめる。ただし、その時点で政府、厚生労働省より対応方針が示されている場合は、その方針に従う。（健康教育課へ確認）

※ 就学事務については資料編「新型インフルエンザに関する就学事務における対応について（お知らせ）」参照。

2 強毒性新型インフルエンザ発生が確認されている外国からの 児童生徒の体験入学の申し出があった

※ 次のことを参考に、児童生徒への教育効果と健康管理等を総合的に検討し、受け入れについては学校長の判断による。

- (1) （仮）申し出があった時点で、「インフルエンザの発生・流行状況等によっては、入国後滞在先で待機していただくこともあり得る。その場合、待機期間によっては体験入学期間が短くなるか、ほとんどなくなることもあり得る。」旨を伝え、理解を求める。
- (2) 受け入れをする場合は、上記「1 強毒性新型インフルエンザ発生が確認されている国からの転入の申し出があった」に準ずる。

強毒性インフルエンザ発生確認前（現在）であっても、次の3「38℃以上の発熱による欠席者がいる（報告から閉鎖までの流れ）」は適用する。

3 38℃以上の発熱による欠席者がいる（報告から閉鎖までの流れ）

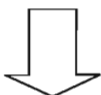
- (1) 欠席理由、診断名等の確認（連絡帳、電話等による保護者からの申し出）
- ・電話による申し出の場合は、必要に応じて「欠席連絡受付シート」（資料編参照）を活用する。
 - ・発熱状況が不明の場合は、再度聞き取り、確認をする。



- (2) 38℃以上の発熱による欠席者数が、1クラス3名以上の場合
「38℃以上の発熱による欠席・欠勤者一覧報告書（第4版）」（資料編参照）にてFAX送信
- ※ 特別支援学校の児童生徒の場合は1名から報告
- ※ 教職員の場合は校種にかかわらず1名から報告
- ・送信先：①教育委員会健康教育課 FAX 681-2899（専用FAX）
②区福祉保健センター福祉保健課（資料編「福祉保健センター連絡先」参照）
 - ・送信〆切り：午前9時30分
 - ※ 発熱状況聞き取り確認のため、9時30分に間に合わない場合は、報告書備考欄に「発熱状況確認中」と記入し送信。確認後、発熱状況を加筆し速やかに送信。
- ※ 1クラス3名以上が続く間は、毎日9時30分までに送信。
- ※ 同一クラスについての2日目以降の報告の場合は、欠席者数と新規数（あらたに38℃以上の発熱を呈した者）の両方を記入すること。新規数は「内数」で記入。（資料編「記入例」参照）



- (3) 学校医へ情報提供し感染拡大予防策等について助言を得る。

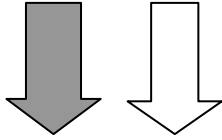


- (4) 保護者へ注意喚起のお知らせ配布（※参考文例：資料編「健康観察のお願い」）
児童生徒へさらなる感染拡大予防指導の徹底
必要に応じて、健康観察（検温）の実施

【参考】授業時間変更の場合

・「集団かぜによる授業時間変更等報告書」

※ 送付先：健康教育課 FAX 681-2899（専用FAX）



(5) 38℃以上の発熱による欠席者数が、1クラス概ね2割以上の場合
FAX報告 及び 電話連絡

FAX 送信先：①市教委健康教育課 FAX 681-2899 (専用FAX)

②区福祉保健センター福祉保健課 (資料編「福祉保健センター連絡先」参照)

FAX 送信書：「38℃以上の発熱による欠席・欠勤者一覧報告書 (第4版)」(資料編参照)

FAX 送信〆切り：午前9時30分

※ 発熱状況聞き取り確認のため、9時30分に間に合わない場合は、報告書備考欄に「発熱状況確認中」と記入し送信。確認後、発熱状況を加筆し速やかに送信。

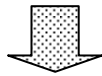
※ 1クラス3名以上が続く間は、毎日9時30分までに送信。

※ 同一クラスについての2日目以降の報告の場合は、欠席者数と新規数(あらたに38℃以上の発熱を呈した者を)の両方を記入すること。新規数は「内数」で記入。(資料編「記入例」参照)

電話連絡先：①教育委員会健康教育課 電話 671-3797 (つながりにくい時は、671-3275も可)

※ 発熱状況聞き取り確認のため、9時30分に間に合わない場合は、確認後、速やかに電話連絡。

②学校医：学級閉鎖等について助言を得る。



【教育委員会】

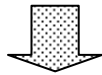
欠席状況等により

☆ 教育委員会による「学級閉鎖」の決定と学校への通知

☆ 教育委員会による「学年閉鎖」「休校」の決定と学校への通知

※ 学校の一部または全部の休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)の決定は、教育委員会が必要に応じて関係部局と協議し行う。

※ 自校に欠席者がいなくとも、近隣他都市、県内、市内の流行状況によっては、感染拡大防止の観点から教育委員会による「休校決定」を行う場合がある。



(6) 学級閉鎖・学年閉鎖・休校の場合、学校から健康教育課へ基礎情報を伝達
電話 671-3797 (つながりにくい時は、671-3275も可)

または FAX 681-2899 (専用FAX)

○全校の男女別在籍児童生徒数

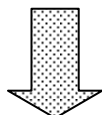
○閉鎖学級・閉鎖学年の男女別児童生徒数

○閉鎖学級・閉鎖学年で体調不良で欠席している男女別児童生徒数

※必要に応じて、教育委員会の指示により次の情報を伝達

・閉鎖学級・閉鎖学年以外の学年・学級で体調不良で欠席している児童生徒数

・閉鎖学級・閉鎖学年の、閉鎖前1週間の日々の欠席児童生徒数



(7) 保護者向け学級閉鎖・学年閉鎖・休校のお知らせ配布

○学級閉鎖版（「参考文例」は資料編参照）

○学年閉鎖版（「参考文例」は資料編参照）

○休校版（「参考文例」は資料編参照）

※ 以上は、印刷前に健康教育課へ案文を送付する。（専用FAX681-2899）

(8) 学級閉鎖・学年閉鎖・休校の場合「集団風邪・インフルエンザ発生報告」（資料編参照）をFAXにて送付

FAX送信先：①健康教育課FAX 681-2899（専用FAX）

②区福祉保健センター福祉保健課（送付先は資料編参照）

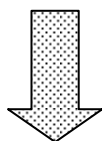
FAX送信〆切り：閉鎖前日の正午

(9) 近隣関連施設等への情報提供

①「はまっ子ふれあいスクール」「放課後キッズクラブ」「放課後児童クラブ（学童）」への「閉鎖」の情報提供及び感染拡大防止（うがい・手洗い等）の依頼

②学区市立学校、必要に応じて保育所・幼稚園等への情報提供と交流活動等の検討

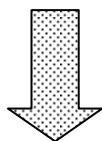
③学校薬剤師への情報提供



(10) 閉鎖学級・閉鎖学年・休校中の児童生徒の健康状況の把握と報告

① 学校は、閉鎖期間中の当該学級・学年の児童生徒の健康状況を適切に把握する。（必要に応じて「新型インフルエンザによる閉鎖学級・閉鎖学年の閉鎖期間中の児童生徒の健康状況集計表」（資料編参照）を活用）

② 再開予定直前日（休業日を除く）の15時までに健康状況を健康教育課へ、①の「集計表」またはそれに準ずる用紙にてFAXにて報告する。（FAX 681-2899）



【教育委員会】

再開（閉鎖解除）または閉鎖延長の決定と学校への通知

教育委員会は、学校からの報告に基づいて、必要に応じて関係部局と協議し、「再開（閉鎖解除）または閉鎖延長」の検討・決定をする。

決定内容は教育委員会から学校へ電話、FAX、またはYCAN Eメールにて通知する。

※ 学校の一部または全部の休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）の解除または延長の決定は教育委員会が行う。

※ 自校に欠席者がいなくとも、近隣他都市、県内、市内の流行状況によっては、感染拡大防止の観点から教育委員会による「休業延長」を決定する場合がある。

4 登校後、38℃以上の発熱を呈した児童生徒がいる

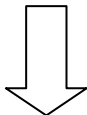
(1) 保護者へ「引き取り」の連絡

※ 引き取りに来校する際は、マスクを着用するよう依頼する。



(2) 当該児童生徒にマスクを着用させ、別室(保健室以外が望ましい)にて待機させる。

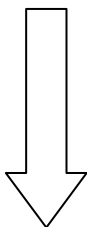
※ 強毒性新型インフルエンザ流行の場合、対応する教職員(養護教諭等)は、マスク等を着用する。



(3) 欠席児童生徒数と早退または早退予定児童生徒(別室待機児童生徒)数の合計が、1クラス概ね2割以上になった時点で、健康教育課へFAX連絡する。

FAX送信先：健康教育課 FAX 681-2899(専用FAX)

FAX送信書：「38℃以上の発熱による欠席・欠勤者一覧報告書(第4版)」(資料編参照)の備考欄に早退(含む予定)児童生徒数を記入。



(4) 早退

5 学級閉鎖・学年閉鎖になったら

(1) 教育課程上の対応について

- ① 閉鎖学級、閉鎖学年の児童生徒は原則として教育活動に参加しない。
- ② 閉鎖学級、閉鎖学年の児童生徒には適宜学習課題を提供する。
 - ・ 事前に準備していた学習課題について、閉鎖の期間や時期、児童生徒の発達の段階等を十分に考慮して提供する。
 - ・ P9の「休校中の学習課題の準備」を参照して、適切な質・量の学習課題を提供する。
 - ・ 学習課題を提供する際は、学習方法についても丁寧に説明する。
- ③ 学習課題等に関する児童生徒、保護者からの質問に対応できるよう、可能な範囲で家庭への連絡や学習支援を行う。
- ④ 学校行事の実施については、それぞれ校種に応じて小中学校教育課、高等学校教育課、特別支援教育課と協議する。(含む、ホームステイ等、海外との交流活動)

(2) 教育課程には位置付けられていないが、教育活動の一環として行う活動（特別クラブ活動、部活動等）について

体調不良の有無にかかわらず、閉鎖学級、閉鎖学年の児童生徒は原則として活動に参加しない。

(3) 給食について（給食実施校）

食材発注変更の必要性が生じる場合は、すみやかに（できるだけ当日の11時まで）「学校給食事務支援システム e-Qちゃんシステム」を使い、食材発注変更をする。

(4) 相談指導教室について（通室児童生徒がいる学校及び設置学校）

- ① 在籍校の在籍学級・学年・学校が閉鎖された場合、通室できない。
- ② 通級指導教室設置校が休校の場合は、指導を休止する。

(5) 横浜教育支援センターについて

- ① ハートフルルーム
 - ・ 通室児童生徒の在籍校の在籍学級・学年が閉鎖された場合、教育相談課担当指導主事まで連絡する。児童生徒の登校状況に応じて、教育委員会が通室の判断をする。
 - ・ ハートフルルーム設置校が学級・学年閉鎖された場合、教育相談課担当指導主事まで連絡する。設置校の状況に応じて、教育委員会が通室の判断をする。
- ② ハートフルスペース
 - ・ 通室児童生徒の在籍校の在籍学級・学年が閉鎖された場合、教育相談課担当指導主事まで連絡する。児童生徒の登校状況に応じて、教育委員会が通室の判断をする。
 - ※ ただし、在籍校・設置校が「休校」の場合は、通室できない。
 - ※ 教育相談課：(電話) 671-3384

(6) 全校児童生徒への指導事項

積極的なうがい・手洗い、せきエチケット等、感染拡大防止のさらなる指導を徹底する。

(7) 全校保護者への啓発・周知事項

- ① 体調不良時は無理して登校させない。

- ② 積極的なうがい・手洗い、せきエチケット等、感染拡大防止のさらなる取組の必要性。
- (8) 状況把握
- ※ 強毒性流行の場合、感染拡大予防の観点から、原則として家庭訪問等を行わない。
- ① 閉鎖学級の児童生徒の健康状況・生活状況・学習状況の把握
- ② 欠勤している教職員の健康状況の把握
- (9) 「はまっ子ふれあいスクール」「放課後キッズクラブ」「放課後児童クラブ（学童）」について
- 体調不良の有無にかかわらず、閉鎖学級、閉鎖学年の児童は参加しない。
- (10) 「学校開放」について
- 学年閉鎖となった場合には、生涯学習課は学校長、学校開放利用団体（学校文化・スポーツクラブ、学校開放運営委員会）に対し、学校閉鎖となった場合に備えて学校開放事業の休止予告を周知する。
- なお、体調不良の有無にかかわらず、閉鎖学級、閉鎖学年の児童生徒は参加しない。児童生徒の家族についても同様とする。

6 休校になったら

(1) 教育課程上の対応について

- ① すべての教育活動を停止する。
- ② 学習課題等に関する児童生徒、保護者からの質問に対応できるよう、可能な範囲で家庭への連絡や学習支援を行う。
- ③ 休校中に、必要に応じて教育課程の見直しをする。
- ④ 学校再開に向けて、当面のカリキュラム等の検討や決定を行い、教材や資料等の準備をする。

※ 校種に応じて、小中学校教育課、高等学校教育課、特別支援教育課と協議する。

(2) 児童生徒の進路等について

校種に応じて、小中学校教育課、高等学校教育課、特別支援教育課と協議する。

(3) 給食について（給食実施校）

- ① 休校決定後すみやかに学校給食会へ電話連絡し、指示に従う。
- ② 休校決定後すみやかに「学校給食事務支援システム e-Qちゃんシステム」を使い、食材発注変更をする。

(4) 相談指導教室について

- ① 在籍校が「休校」の場合は、通室できない。
- ② 在籍校は休校ではないが、通級指導教室設置校が休校の場合は、指導を休止する。

(5) 横浜教育支援センターについて

- ① ハートフルルーム
 - ・ 通室児童生徒の在籍校・設置校が休校の場合、措置が解除されるまでは通室できない。
- ② ハートフルスペース
 - ・ 通室児童生徒の在籍校が休校の場合、措置が解除されるまでは通室できない。

(6) 状況把握

※ 強毒性流行の場合、感染拡大予防の観点から、原則として家庭訪問等は行わない。

- ① 児童生徒の健康状況・生活状況・学習状況の把握
- ② 教職員の健康状況の把握

(7) 保護者、児童生徒への情報発信

- ① 不要不急の外出を控えること。
- ② 積極的なうがい・手洗い、せきエチケット等、感染拡大防止のさらなる取組の必要性。

(8) 地域への情報発信と連携

- ① 町内会長・自治会長、「学援隊」等学校ボランティアへの情報提供
- ② 地域と連携し、町内会等地域掲示板への「休校」掲示（PTA、学校運営協議会等と連携・協力）
- ③ 学校ホームページの活用

(8) 学校施設・設備の維持管理

教職員の役割分担に応じて行う。

(9) 「はまっ子ふれあいスクール」「放課後キッズクラブ」について

閉校中は休止とする。

(10) 「放課後児童クラブ（学童）」について

保護者からの問合せがあれば、各「学童」に確認するよう伝える。

(11) 「学校開放」について

閉校中は休止とし、生涯学習課が学校長、学校開放利用団体（学校文化・スポーツクラブ、学校開放運営委員会）に周知する。

※ 教職員の勤務体制

全市一斉休校の場合の教育委員会としてのBCP（事業継続計画）は現時点では未定であるが、各学校では教職員の健康状況を確認しつつ、事前に決めた役割分担に応じた勤務を基本とする。

7 学校再開後（検証と改善）流行の第二波に備えた校内体制づくり

- (1) 教育課程上の対応について
 - ① 休校中に、必要に応じて小中学校教育課、高等学校教育課、特別支援教育課と協議した教育課程に基づいた教育活動を行う。
 - ② 風評被害が起きないように、人権に配慮した教育活動を展開する。
- (2) 心理的な支援（心のケア）

保護者が重篤症状になった児童生徒や、自身が重篤症状になった児童生徒の教育活動再開に向けた心理的な支援について、保護者の理解・協力をもとに、的確な支援の実施が可能となるよう、校内体制を整備する。なお、必要に応じて、教育相談課と連携し、心理の専門家であるカウンセラーから助言を得ることも大切である。
- (3) 児童生徒の進路等について

各学校ごとに情報収集するとともに、校種に応じて、小中学校教育課、高等学校教育課、特別支援教育課と協議した内容に基づき、児童生徒保護者へ周知する。
- (4) 相談指導教室について

再開及び通室については、特別支援教育課と協議する。
- (5) 給食について（給食実施校）

再開については、学校給食会の指示による。
- (6) ハートフルスペース、ハートフルルームについて

再開及び通室については、教育相談課と協議する。
- (7) 校内備蓄品の確認
- (8) 「はまっ子ふれあいスクール」「放課後キッズクラブ」について

再開については、教育委員会及び各事業所責任者より学校長へ連絡する。
- (9) 「放課後児童クラブ（学童）」について

再開については、各学童より保護者へ通知するとともに、区役所所管部署より学校長へ連絡する。
- (10) 「学校開放」について

再開については、生涯学習課より学校長、学校開放利用団体（学校文化・スポーツクラブ、学校開放運営委員会）へ通知する。

8 体調不良による「出席停止」について

※ いずれの場合も、保護者からの申し出による。

- (1) 児童生徒本人が医師から「インフルエンザ」(型は問わない)と診断された場合
→「出席停止」(停止期間は医師の指示による)
- (2) 児童生徒の同居する家族が、医師から「インフルエンザ」(型は問わない)と診断された場合で、
 - ① 児童生徒本人は、体調不良ではない(元気である)が、保護者の意向で欠席する場合
→「事故欠席」
 - ② 児童生徒本人は、体調不良ではない(元気である)が、医師、検疫所または保健所から外出を自粛するよう言われた場合
→「出席停止」(停止期間は自粛要請をした者・機関による)
- (3) その他、医師、検疫所または保健所から外出を自粛するよう言われた場合
→「出席停止」(停止期間は自粛要請をした者・機関による)

9 教職員自身またはその家族が発症したら

- (1) 教職員自身が発症した場合
 - 主治医の許可がでるまで「就業停止」
 - 本人の申し出により年次休暇もしくは療養休暇（市費職員は病気休暇）
- (2) 教職員の同居する家族が、医師から「インフルエンザ」（型は問わない）と診断された場合で、
 - ① 教職員本人は、体調不良ではない（元気である）が、教職員の意向で出勤を見合わせる場合
 - 「年次休暇」
 - ② 教職員本人は、体調不良ではない（元気である）が、医師、検疫所または保健所から外出を自粛するよう言われた場合
 - 「就業停止」（停止期間は自粛要請をした者・機関による）
 - 有給職免
 - ただし、本人の申し出により年次休暇の対応は可能
- (3) その他、医師、検疫所または保健所から外出を自粛するよう言われた場合
 - 「就業停止」（停止期間は自粛要請をした者・機関による）
 - 有給職免
 - ただし、本人の申し出により年次休暇の対応は可能

資料編

- 1 福祉保健センター連絡先
- 2 鳥インフルエンザと新型インフルエンザの関係（横浜市新型インフルエンザ対策行動計画より）
- 3 用語解説

【保護者・児童生徒向け 啓発・指導用資料】

- 1 みんなで実践！今からできる 新型インフルエンザ対策（健康福祉局編）
- 2 新型インフルエンザってなに？（健康福祉局編）
- 3 新型インフルエンザを予防しよう（健康福祉局編）
- 4 新型インフルエンザってなに？（ルビつき）（健康福祉局編）
- 5 新型インフルエンザを予防しよう（ルビつき）（健康福祉局編）
- 6 新型インフルエンザ流行時に備えましょう！（健康福祉局編）
- 7 正しい手洗いの手順

【教育委員会からのお知らせ・報告書 等】

- 1 新型インフルエンザに関する就学事務における対応について（お知らせ）（学校支援・地域連携課長）
- 2 欠席連絡受付シート
- 3 38℃以上の発熱による欠席・欠勤者数一覧報告書（第4版） 記入例
- 4 38℃以上の発熱による欠席・欠勤者数一覧報告書（第4版） 小学校・小学部等版
- 5 38℃以上の発熱による欠席・欠勤者数一覧報告書（第4版） 中・高・高学部等版
- 6 集団風邪 インフルエンザ発生報告 様式1
- 7 新型インフルエンザによる閉鎖学級・閉鎖学年の閉鎖期間中の児童生徒の健康状況集計表

【保護者あてお知らせ 参考文例】

- 1 健康観察のお願い
- 2 インフルエンザによる学級閉鎖のお知らせとお願い
- 3 インフルエンザによる学年閉鎖のお知らせとお願い
- 4 インフルエンザによる臨時休校のお知らせとお願い

福祉保健センター連絡先

平成21年5月現在

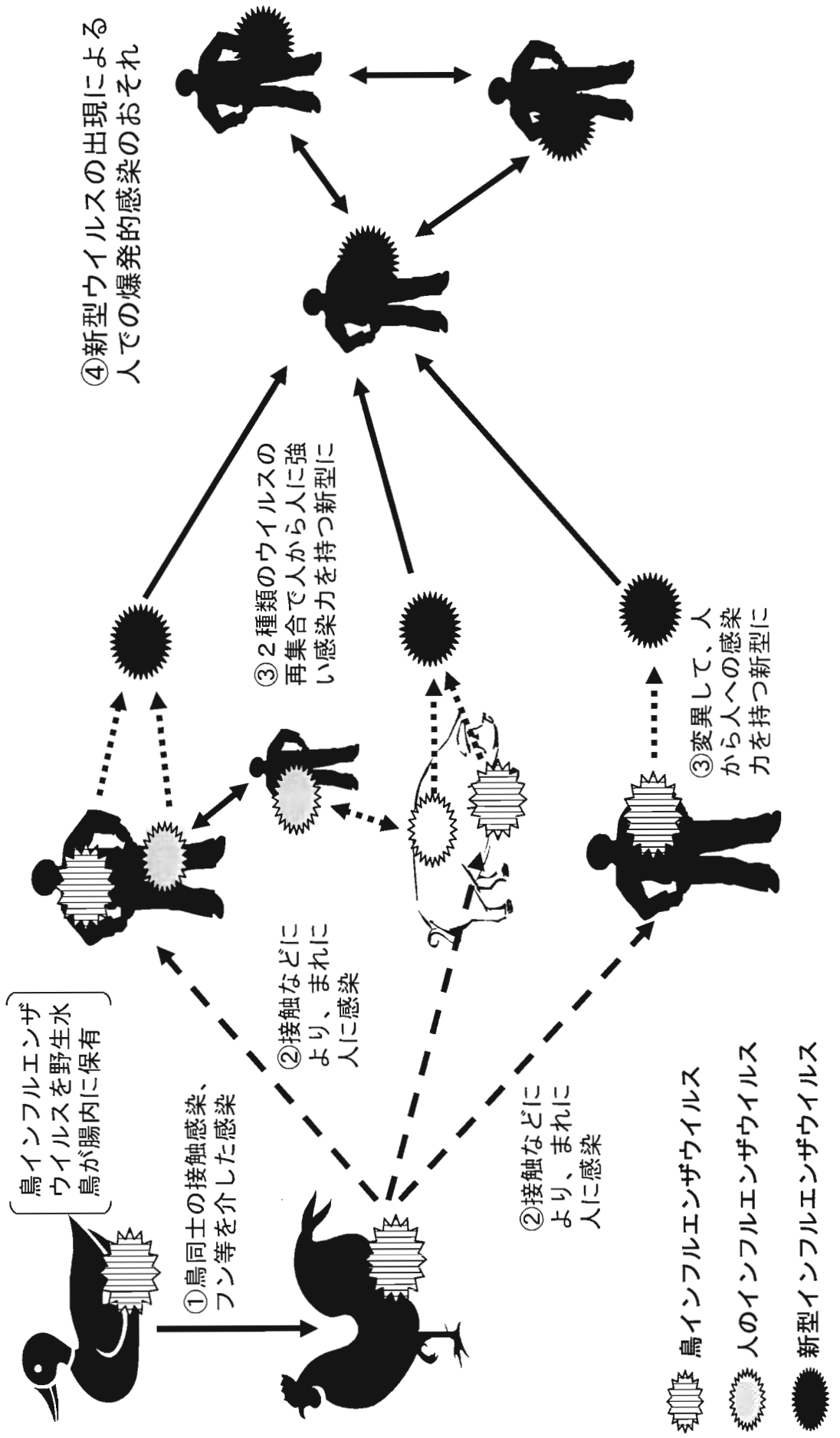
区名等	平日昼間連絡先(電話)	夜間・休日連絡先(電話)	FAX送信先
鶴見区	510-1832	510-1818	510-1899
神奈川区	411-7139	411-7195	316-7877
西区	320-8438	320-8498	324-3703
中区	224-8332	224-8181	224-8157
南区	743-8241	743-8294	721-0789
港南区	847-8438	847-8485	846-5981
保土ヶ谷区	334-6345	334-6358	333-6309
旭区	954-6146	954-6190	953-7713
磯子区	750-2444	750-2323	750-2547
金沢区	788-7840	788-7878	784-4600
港北区	540-2362	540-2323	540-2368
緑区	930-2357	930-2323	930-2355
青葉区	978-2438	978-2405	978-2419
都筑区	948-2350	948-2499	948-2354
戸塚区	866-8426	866-8480	865-3963
栄区	894-6964	894-8181	895-1759
泉区	800-2412	800-2323	800-2515
瀬谷区	367-5744	367-5620	365-5718
健康福祉局 (健康安全課)	671-4183 発熱相談センター	662-7293 感染症・食中毒緊急通報ダイヤル	664-7296

* 連絡先 *

平日昼間 : 各区福祉保健センター福祉保健課健康づくり係

夜間・休日 : 各区福祉保健センター宿日直担当

鳥インフルエンザと新型インフルエンザの関係



【用語解説】

○ インフルエンザ

インフルエンザはインフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA／ソ連型、A／香港型というものは、この亜型のことをいう。）

○ 鳥インフルエンザ・高病原性鳥インフルエンザ

ヒトのインフルエンザウイルスとは別の、A型インフルエンザウイルスを原因とする鳥の感染症のこと。

このうち、家きんに対して高い死亡率を示す等、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

近年トリからヒトへの偶発的なインフルエンザウイルス（H5N1）の感染事例が認められているが、病鳥と近距離で接触した場合、又はそれらの内臓や排泄物に接触する等をした場合が多いと考えられており、調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。

○ 豚インフルエンザ（米国疾病管理センターQ&A仮訳から）

A型インフルエンザによって起きる豚の呼吸器疾患で、豚においては、定期的に流行している。豚インフルエンザウイルスは、通常ヒトには感染しないが、散発的にはヒトへの感染は発生している。季節性のインフルエンザ症状のように、発熱、鼻水、のどの痛み、吐き気、嘔吐、下痢、倦怠感、食欲不振等の症状を発する。

なお、豚肉や豚肉の加工品を食べることにより感染するものではなく、適切に扱われ、調理された豚肉製品は食べても安全である。

○ 新型インフルエンザ（A／H1N1）（平成21年8月25日現在）

新型インフルエンザウイルスによる感染症で、咳、鼻水又は喉頭痛等の症状に加え、高熱、熱感、全身倦怠感等がみられる。また、下痢、嘔吐等の消化器症状を伴うこともある。

なお、このように新たに発生する新型インフルエンザについては、国際的な連携の基に、最新の知見を集約し、変更される可能性がある。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に、新型インフルエンザのパンデミックは、近年これがヒトの世界に存在しなかったために、ほとんどのヒトが免疫を持たず、ヒトからヒトへ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ 家きん

鶏、あひる、七面鳥、うずら等のこと。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。特に感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析が行われている。

○ 感染症サーベイランスシステム（NESID）

感染症の予防と拡大防止、正確な情報提供を目的として、日常的に種々の感染症の発生動向を監視しており、地方自治体と国の行政機関を結ぶネットワークなど電子的システムを指す。

○ 病原体サーベイランス

感染症サーベイランスのうち、特に、感染の原因となった病原体についての発生数や詳細な種類などについての報告により、状況を監視するシステム。

○ 症候群サーベイランス

予め指定する医療機関で、一定の症候を有する患者が診察された場合に報告され、感染症の早期発見する目的で構築されたシステム。

○ 疑い症例調査支援システム

感染症サーベイランスシステム（NESID）等により、大規模な流行の可能性がある感染症に感染した疑いがある患者に関する情報の登録内容から、新しい亜型のインフルエンザ患者を発見するため、疑われる症例を診断に結びつけていくシステム。

○ クラスターサーベイランス

感染のみられた集団（クラスター）を早期に発見するため、一定の大きさの集団を対象に、その集団内における患者の発生動向の報告により、状況を監視するシステム。

○ ウィルス学的サーベイランス

流行している新型インフルエンザウイルスの抗原性、遺伝子型、抗インフルエンザウイルス薬への感受性を調査し、ワクチンの効果や治療方法の評価等に活用するシステム。

○ アウトブレイクサーベイランス

地域や医療機関での発熱、上気道症状、肺炎の罹患や死亡等、集団感染の発生を検知するシステム。

○ パンデミックサーベイランス

発生段階の第一段階から第二段階までの間、国内発生を可能な限り早期に発見するため、定点医療機関等で、症例患者の集積を把握するサーベイランスシステム。

また、発生段階の第三段階から第四段階までの間、新型インフルエンザの発生動向等の把握・還元のため、指定医療機関での外来患者数、入院患者数及び死亡者数を把握するサーベイランスシステム。

○ 予防接種副反応迅速把握システム

ワクチンの副反応の状況を把握するシステム。

○ 薬剤耐性株サーベイランス

収集したウイルス株の薬剤感受性試験や遺伝子解析を行い、抗インフルエンザウイルス薬に対する耐性株の性状等を把握するためのサーベイランス。

○ トリアージ

災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 人工呼吸器

レスピレーターともいう。救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ P P E (Personal Protective Equipment)

個人防護具を指す。マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じて適切なP P Eを考案・準備する必要がある。

○ 感染症指定医療機関

特定感染症指定医療機関、第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関のことであり、新感染症、一類感染症、二類感染症の患者の入院を担当する。

- * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症若しくは二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- * 第1種感染症指定医療機関：一類感染症又は二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 第2種感染症指定医療機関：二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

○ 感染症の定義及び類型

[一類感染症]：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から極めて危険性が高い感染症。(例：エボラ出血熱、ペスト等)

[二類感染症]：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から危険性が高い感染症。(例：急性灰白髄炎、ジフテリア等)

[三類感染症]：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点からみた危険性は高くはないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる感染症。(例：腸管出血性大腸菌感染症(0157)等)

[四類感染症]：人から人への感染はほとんどないが、動物や物件から感染する可能性があり、消毒等の措置が必要となる感染症。(例：A型肝炎、狂犬病等)

[五類感染症]：国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症。(例：麻しん、梅毒等)

[指定感染症]：既知の感染症の中で一類から三類に分類されない感染症において一類から三類に準じた対応の必要が生じた感染症。

○ 感染症病床、結核病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症等の患者を入院させるための病床であり、結核病床とは、結核の患者を入院させるための病床である。

○ 陰圧病床

院内感染を防ぐため、病室内部の気圧を外部の気圧より低くし、外部に感染症の病原体を拡散させないようにしている病床。

○ 指定届出機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する五類感染症のうち、厚生労働省令で定めるもの又は、二類感染症、三類感染症、四類感染症もしくは五類感染症の疑似症のうち、厚生労働省令で定める発生状況届出を担当する病院又は診療所。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検出検査に汎用されている。インフルエンザウイルス検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後PCRを行うRT-PCRが実施されている。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ プレパンドミックワクチン

新型インフルエンザウイルスが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルス薬を基にして製造されるワクチン (現在は、H5N1亜型を用いて製造)。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 発熱外来

新型インフルエンザに係る診療を効率化し、混乱を最小限にするために設置する外来専門の医療施設。

第三段階の感染拡大期までは、新型インフルエンザの患者とそれ以外の患者を振り分けることで、両者の接触を最小限にし、感染拡大の防止を図ることを目的とする。

第三段階のまん延期以降は、感染防止策を徹底した上、新型インフルエンザの患者の外来集中に対応することに加え、軽症者と重症者のトリアージにより、入院治療の必要性を判断することを目的とする。

○ 発熱相談センター

市民からの相談を受け付ける電話対応専門窓口。新型インフルエンザ患者の早期発見、当該者が、事前連絡をせず、直接医療機関を受診することによる、それ以外の疾患の患者への感染防止、その他市民の相談全般に対応すること等を目的とする。

○ リスクコミュニケーション

新型インフルエンザの発生に伴う健康被害や社会経済機能の低下等のリスクに際し、発生による被害を最小化するため、市民、事業者、行政機関等の中で相互に情報交換し、共有を図ること。

※(注)強毒型(H5N1)を想定した内容になっています。

保存版

みんなで実践！今からできる 新型インフルエンザ対策



あなたとあなたの家族を守るために！

新型インフルエンザとは、これまで人が感染したことがない、新しいタイプのインフルエンザです。誰も免疫（抵抗力）を持っていないため、ひとたび発生すると多くの人が感染し、世界的な大流行（パンデミック）を起こすと心配されています。今、新型インフルエンザの発生が近づいているといわれています。新型インフルエンザの発生に備えて、正しい知識を身につけ、今から準備を進めましょう。

～まずは正しい知識を身につけましょう～

1 新型インフルエンザとは

誰も抵抗力を持っていない！

- 新型インフルエンザは、鳥などの動物に感染するインフルエンザウイルスが、人にも感染するようになり、さらに、人から人へと感染しやすく変化して発生すると考えられています。
- 現在、東南アジアなどでは、鳥の間で流行しているインフルエンザウイルス（H5N1などのタイプ）が人にも感染したという報告が続いており、これらが新型インフルエンザのウイルスに変化するのではないかと心配されています。

2 新型インフルエンザが発生すると

多くの人が感染する！

- ほとんどの人が新型インフルエンザに対する免疫（抵抗力）を持っていないため、ひとたび発生すると、短い期間のうちに世界中で大流行し（パンデミック）、多くの人が感染すると考えられています。
- 20世紀には、10～40年の周期で3回の新型インフルエンザの大流行があり、多くの患者や死者が出ました。特に、1918年のスペインインフルエンザでは、大きな被害が出ました。
- 新型インフルエンザの感染力などは、実際に発生しないと分かりませんが、政府は、過去に流行したスペインインフルエンザやアジアインフルエンザの被害を参考に、新型インフルエンザが発生した場合、人口の約25%が感染すると予想しています。

過去の新型インフルエンザも、すべて鳥インフルエンザウイルスが変化したものでした



20世紀の新型インフルエンザの世界的大流行（パンデミック）

1918年 (大正7年)	スペインインフルエンザ (H1N1型)	約4,000万人死亡 (日本で39万人死亡)
1957年 (昭和32年)	アジアインフルエンザ (H2N2型)	約200万人死亡
1968年 (昭和43年)	香港インフルエンザ (H3N2型)	約100万人死亡
20XX年？	次のインフルエンザ発生(H5N1)？	

3 新型インフルエンザはどんな病気

重い症状が出る!?

- 通常のインフルエンザと同様、感染した人の咳やくしゃみなどの飛沫^{ひまつ}とともに放出されたウイルスを吸い込むことにより感染します。また、ウイルスが付着したものを触った手で、目や鼻の粘膜を触ることで感染するといわれています。
- 新型インフルエンザの症状は、実際に発生しないと分かりませんが、新型インフルエンザに変化すると言われている鳥インフルエンザ（H5N1）に人が感染した場合は、発熱、咳などの一般的なインフルエンザ様の症状に加え、重い肺炎が多くの人に認められました。新型インフルエンザでも、同様の症状が出る可能性があります。
- 症状が出る前日から感染力を持つため、気付かぬうちに感染を広げる危険性があります。

通常・鳥・新型インフルエンザの症状

	通常のインフルエンザ	鳥インフルエンザ	新型インフルエンザ
原因ウイルス	ソ連型（H1N1） 香港型（H3N2）	（H5N1）	不明 （H5N1?）
感染力	強い	非常に弱い	強い
主な症状	発熱・鼻水・咳 のどの痛み・筋肉痛	発熱・重症肺炎 全身症状	発熱、咳、肺炎?

4 発生した場合の被害予想は

市民の25%が感染!?

【人への被害予想】

- 人口の25%が感染した場合、横浜市で医療機関を受診する人は48万人と予想されています。

【社会的な被害予想】

- 医療機関に感染した人が殺到し、医薬品や医療機器が不足することが予想されます。

医師や看護師に感染が広がれば、医療が停滞することが考えられます。

- 多くの方が同時に感染する上、流行は8週間程度続くと考えられるため、電気、ガス、水道などのライフラインに影響が出たり、物流や輸入が停滞することが予想されます。
- 社会不安により治安が悪化したり、パニックが起こる可能性があります。
- 行政サービスが一部休止したり、公共交通機関が運行を縮小する可能性があります。
- 学校や保育所、事業所などの閉鎖、イベントや各種集会の中止、福祉サービスの縮小などが検討されています。また、外出の自粛など、日常生活が制限される場合もあります。

本市における医療機関受診者数の予測

医療機関を受診する患者数		483,148人
内訳	外来患者数	468,564人
	入院患者数	11,758人
	死亡者数	2,826人

（平成17年1月末現在年齢別人口より試算）

5 新型インフルエンザの最新情報は

ホームページをチェック!

・横浜市健康福祉局ホームページ：
http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/hpai/new_hpai.html

・厚生労働省ホームページ：
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/index.html>

～家庭でできる準備を始めましょう～

世界のどこかで新型インフルエンザが発生すると、短期間に日本に侵入して大流行になる可能性があります。正しい知識を身につけ、今から対策を行いましょう。

正しい情報を入手しましょう

- テレビやラジオ、新聞などを通して、政府や自治体が発表する最新の正確な情報を入手しましょう。流行時には、様々な情報が飛び交うことが予想されます。パニックを起こさないよう、今から正しい知識を身につけておきましょう。

全ての感染症対策の基本です！

日ごろから感染対策を心がけましょう

- 日ごろから、一人ひとりが感染対策を習慣づけておきましょう。
 - ・ 十分な栄養と睡眠をとり、体力や抵抗力を高める
 - ・ 外から帰ったときには手を洗い、うがいをする
 - ・ “咳エチケット”を心がける。外出するときはマスクをする

【咳エチケットとは】

- ・ 咳やくしゃみをするときは鼻と口をティッシュなどで覆う
- ・ 使用したティッシュはすぐにフタ付のゴミ箱に捨て、手を洗う
- ・ 症状のある人はマスクを正しく着用する（健康な人がマスクをしても、ウイルスの吸入を完全に防げるわけではないことに注意が必要です）

- 不特定多数の人が集まる場所への外出を控えましょう。



発症した場合の正しい対処法を身につけておきましょう

- 新型インフルエンザが発生したときには、感染が疑われる方のための専門外来を設置する予定です。38℃以上の発熱と呼吸器症状等が認められる場合は、まず、保健所に電話で連絡して、指示を仰いでください。
- 医療機関を受診する際は、マスクを着用し、スタッフの指示に従ってください。
- 感染が疑われた場合、保健所が、患者さんや家族の調査を行うことがあります。
- 流行の初期には、感染が確認された場合、専門の病院に入院して治療を行います。

流行時の注意を心得ておきましょう

- 症状がない時は、むやみに医療機関を受診しないようにしましょう。逆に、患者さんと接触して、新型インフルエンザに感染してしまう可能性があります。
- 感染した人が増えて医療機関が満床になれば、軽症のうちは自宅で療養することになります。誰が感染しても大丈夫なように、家庭でも看護時の注意を確認しておきましょう。



- ・ 患者さん専用の部屋を用意し、定期的に換気する
- ・ 患者さんも家族も、マスクを着用する
- ・ 患者さんの世話をした後は、よく手を洗う
- ・ 患者さんが触れた場所は、70%の消毒用エタノールもしくは0.05～0.5%の次亜塩素酸ナトリウムでふき取り、消毒する

新型インフルエンザに感染しないためには

- 不要不急の外出を控え、感染の機会を減らすことが一番大切です！

2週間を目安に、食料や日用品、水などを備蓄しましょう

- 新型インフルエンザに感染しないためには、できるだけ外出をしないことが大切です。
- また、電気、ガス、水道などのライフラインに影響が出たり、物流が停滞して食料品や日用品が手に入りにくくなることが予想されます。下の表を参考に、今から少しずつ備蓄を始めましょう。(これらは、地震や停電の時にも役立ちます。)

保存食の例 【食べ物】	器具等の例 【電化製品】	医療・衛生資材の例 【医療器材】
<input type="checkbox"/> 米・乾麺 <input type="checkbox"/> 切餅 <input type="checkbox"/> 乾パン <input type="checkbox"/> シリアル、コーンフレーク <input type="checkbox"/> 肉・魚・果物・野菜・豆・スープの缶詰 <input type="checkbox"/> レトルト食品 <input type="checkbox"/> フリーズドライ食品 <input type="checkbox"/> インスタント食品 <input type="checkbox"/> 木の実・ドライフルーツ <input type="checkbox"/> クッキー <input type="checkbox"/> キャンディー <input type="checkbox"/> ピーナッツバター <input type="checkbox"/> 冷凍食品 <input type="checkbox"/> 特殊な食品 (特に介護が必要な方がいる場合) <input type="checkbox"/> ベビーフード、粉ミルク <input type="checkbox"/> その他の保存食	<input type="checkbox"/> 携帯電話・充電キット <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> 携帯テレビ <input type="checkbox"/> 乾電池 <input type="checkbox"/> 手動式充電器 【台所用品】 <input type="checkbox"/> ビニール袋 (各種サイズ) (汚染されたごみの密閉に利用) <input type="checkbox"/> 缶切り <input type="checkbox"/> 携帯用ガスコンロ <input type="checkbox"/> コンロ用ガスボンベ <input type="checkbox"/> 紙食器 <input type="checkbox"/> アルミホイル <input type="checkbox"/> 洗剤 【日用品その他】 <input type="checkbox"/> 石けん <input type="checkbox"/> シャンプー・リンス <input type="checkbox"/> トイレットペーパー <input type="checkbox"/> ティッシュペーパー <input type="checkbox"/> ウエットティッシュ (アルコールを含むもの) <input type="checkbox"/> 生理用品類 <input type="checkbox"/> ロウソク・マッチ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> これは一例です。ライフスタイルに合わせて、必要な物品を備蓄してください。 </div>	<input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 絆創膏・ガーゼ・脱脂綿 <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> ゴム手袋 <input type="checkbox"/> 氷枕 <input type="checkbox"/> 塩素系漂白剤 (室内の清掃・消毒用) <input type="checkbox"/> 血糖測定・血圧測定機器など (医師の指示のある方) 【医薬品類】 <input type="checkbox"/> 常備薬 (解熱薬・胃腸薬など) (解熱剤や風邪薬は、成分によってはインフルエンザ脳症を助長する可能性があります。購入時は、必ず医師や薬剤師に確認してください。) <input type="checkbox"/> 手指消毒薬 (アルコールを含むもの) <input type="checkbox"/> イオン飲料 (粉末) 【その他】 <input type="checkbox"/> 排泄物処理 (固化剤) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
【飲物】 <input type="checkbox"/> ミネラルウォーター (3~4ℓ/人・日) <input type="checkbox"/> イオン飲料 (スポーツ飲料) <input type="checkbox"/> 缶ジュース 【その他】 <input type="checkbox"/> 調味料 <input type="checkbox"/> サプリメント類 (ビタミン剤など) <input type="checkbox"/> ペットフード (動物を飼っている場合)		

家族全員で、発生時の対策を考えておきましょう

- 学校や保育所などが休校になった場合、子どもたちが家庭で安全に過ごせる方法を考えておきましょう。
- 公共交通機関が停止した場合、公共交通機関を利用しなくてもよい方法を考えましょう
- 緊急の受診に備え、家族の健康に関する情報を整理しておきましょう
 - ・ 持病の有無、現在服用している薬、子供の場合予防接種歴、アレルギー (食物、薬等) など

※(注)強毒型(H5N1)を想定した内容になっています。

新型インフルエンザってなに？



新型インフルエンザは、今まで誰もかかったことのない病気です。どんな病気かよく勉強して、新型インフルエンザにかからないようにしましょう！

■普通のインフルエンザとどう違うの？

- ・今まで誰もかかったことがないので、たくさんのひとがかかってしまいます
- ・新型インフルエンザにききめの高い予防接種はありません

■どんな症状が出るの？

- ・高い熱が出たり、のどが痛くなるだけでなく、体のあちこちにウイルスが入りこんで、重い症状が出ると考えられています

■どうやってうつるの？

- ・新型インフルエンザにかかった人のせきやくしゃみは、まわり(1mくらい)に飛び散ります。その中に含まれるウイルスをすいこむと、病気がうつる可能性があります
- ・ウイルスがついた場所をさわった手で、目や口をさわって、そこからうつることもあります



新型インフルエンザがはやるとどうなる？

- ・人が多いところに行くと病気がうつる可能性があるため、家から出ないと言われる
- ・学校も休みにになります。休みは、長ければ2か月になるかもしれません。運動会や修学旅行も延期になります
- ・たくさんの方が病院に行くため、患者さんがあふれて、お医者さんにみてもらうのが大変になります
- ・いろいろなお店が閉まって、食べ物や日用品などが買えなくなるかもしれません

新型インフルエンザがはやったらどうする？

- ・なるべく、外に出てはいけません！
- ・学校が休みの間は、お友達と一緒に遊んだり、塾や習い事に行くのはやめましょう
- ・部屋の湿度(空気の湿り気)を高くしましょう。たまに窓を開けて、空気を入れ換えましょう
- ・高い熱が出たら、体を暖かくして休み、首やわきの下をぬらしたタオルなどで冷やしましょう
- ・熱があるときは、スポーツドリンクなどをうすめて、こまめに飲みましょう。食べ物は、やわらかくて栄養があるものを食べましょう



※(注)強毒型(H5N1)を想定した内容になっています。

新型インフルエンザを予防しよう!

☆☆☆☆☆☆ いちばん大切なこと ☆☆☆☆☆☆

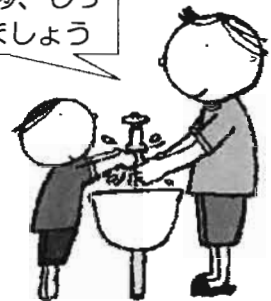
新型インフルエンザがいつ発生するのか、薬が効くのかは誰にも分かりません。いちばん大切なことは、**新型インフルエンザにかからないように予防すること**なのです。

■予防するにはどうしたらいいの?

◆手洗いやうがいをしましょう

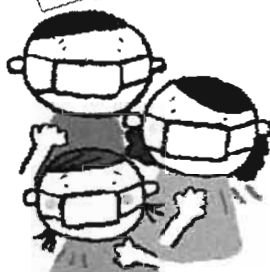
- ・石けんでよく手を洗い、手についたウイルスを洗い流しましょう。また、うがいをして、のどについたウイルスを洗い出しましょう

15~20秒、しっかり洗いましょう



口と鼻をしっかりとおおい、マスクと顔にすきまがないようにしましょう

不織布(ふしょくふ)という素材のマスクをえらびましょう



◆マスクをしましょう

- ・ウイルスをすいこまないように、外にでかけるときはマスクをしましょう

◆「せきエチケット」をしましょう

- ・せきが出るときはマスクをして、ウイルスが外にとびちらないようにしましょう

◆人ごみに行かないようにしましょう

- ・人がたくさんいる場所では、ウイルスもたくさんいる可能性があります。はやっているときは、人ごみに出ないようにしましょう

◆よく寝て、よく食べましょう

早寝早起き!好き嫌いせず食べましょう!

- ・普段から体を丈夫にしておくことが大切です



このチラシを家族の人にも見せて、新型インフルエンザがはやっても大丈夫なように、よく話し合しましょう

■もっと詳しく知りたいときは…

横浜市役所健康福祉局健康安全課 (8:45~17:15)
電話:045-671-2463 FAX:045-664-7296

(平成21年2月 健康福祉局健康安全課作成)



分からないことがあったらここに電話をしてね!

※(注)強毒型(H5N1)を想定した内容になっています。

新型インフルエンザってなに？



新型インフルエンザは、今まで誰もかかったことのない病気です。どんな病気かよく勉強して、新型インフルエンザにかからないようにしましょう！

■普通のインフルエンザとどう違うの？

- ・今まで誰もかかったことがないので、たくさんのひとがかかってしまいます
- ・新型インフルエンザにききめの高い予防接種はありません

■どんな症状が出るの？

- ・高い熱が出たり、のどが痛くなるだけでなく、体のあちこちにウイルスが入りこんで、重い症状が出ると考えられています

■どうやってうつるの？

- ・新型インフルエンザにかかった人のせきやくしゃみは、まわり(1mくらい)に飛び散ります。その中に含まれるウイルスをすいこむと、病気がうつる可能性があります



- ・ウイルスがついた場所をさわった手で、目や口をさわって、そこからうつることもあります

新型インフルエンザがはやるとどうなる？

- ・人が多いところに行くと病気がうつる可能性があるため、家から出ないよう言われます
- ・学校も休みになります。休みは、長ければ2か月になるかもしれません。運動会や修学旅行も延期になります

- ・たくさんの方が病院に行くため、患者さんがあふれて、お医者さんにみてもらうのが大変になります
- ・いろいろなお店が閉まって、食べ物や日用品などが買えなくなるかもしれません

新型インフルエンザがはやったらどうする？

- ・なるべく、外に出てはいけません！
- ・学校が休みの間は、お友達と一緒に遊んだり、塾や習い事に行くのはやめましょう
- ・部屋の湿度(空気の湿り気)を高くしましょう。たまに窓を開けて、空気を入れ換えましょう



- ・高い熱が出たら、体を暖かくして休み、首やわきの下をぬらしたタオルなどで冷やしましょう
- ・熱があるときは、スポーツドリンクなどをうすめて、こまめに飲みましょう。食べ物は、やわらかくて栄養があるものを食べましょう

※(注)強毒型(H5N1)を想定した内容になっています。

新型インフルエンザを予防しよう!

☆☆☆☆☆☆ いちばん大切なこと ☆☆☆☆☆☆

新型インフルエンザがいつ発生するのか、薬が効くのかは誰にも分かりません。いちばん大切なことは、新型インフルエンザにかからないように予防することなのです。

■予防するにはどうしたらいいの?

◆手洗いやうがいをしましょう

- 石けんでよく手を洗い、手についたウイルスを洗い流しましょう。また、うがいをし、のどについたウイルスを洗い出しましょう

15~20秒、しっかり洗いましょう



口と鼻をしっかりとおおい、マスクと顔にすきまがないようにしましょう

不織布(ふしょくふ)という素材のマスクをえらびましょう



◆マスクをしましょう

- ウイルスをすいこまないように、外にでかけるときはマスクをしましょう

◆「せきエチケット」をしましょう

- せきが出るときはマスクをして、ウイルスが外にとびちらないようにしましょう

◆人ごみに行かないようにしましょう

- 人がたくさんいる場所では、ウイルスもたくさんいる可能性があります。はやっているときは、人ごみに出ないようにしましょう

◆よく寝て、よく食べましょう

- 普段から体を丈夫にしておくことが大切です

早寝早起き!好き嫌いせず食べましょう!



このチラシを家族の人にも見せて、新型インフルエンザがはやっても大丈夫なように、よく話し合しましょう

■もっと詳しく知りたいときは…

よこはましやくしよけんこうふくしきよくけんこうあんぜんか
横浜市役所健康福祉局健康安全課 (8:45~17:15)
電話: 045-671-2463 FAX: 045-664-7296

(平成21年2月 健康福祉局健康安全課作成)



分からないことがあったらここに電話をしてね!

どんな症状なの？

- 新型インフルエンザは、まだ世界で発生していないため、どのような症状が出るかわかっていません。しかし、新型インフルエンザに変異する可能性がある鳥インフルエンザが人に感染した場合には、重い症状がでています。高熱、咳、下痢などに加え、全身状態が悪化します。場合によっては、インフルエンザ脳炎や肺炎をおこし、死亡することもあります。

どうやってうつるの？

- 通常のインフルエンザと同じように、新型インフルエンザも、感染した人の咳やくしゃみなどのしぶき（飛沫）とともに放出されたウイルスを吸い込むことによって感染すると考えられています。

もし、流行がおこったら？

- 正確な情報入手して、落ちついて行動しましょう。
- 不要不急の外出を控え、感染の機会を減らすことも重要です。

保健所からのお願い！

- 東南アジアを中心に、鳥インフルエンザに感染した人の報告が増え続けています。流行地域では、むやみに鳥に接触しないでください。
- 新型インフルエンザがいつ流行するか、誰にもわかりません。流行したときにとる行動について、あらかじめ家族で話し合っておきましょう。
- 新型インフルエンザのホームページ

横浜市 新型インフルエンザ

検索

問い合わせ先

- 横浜市健康福祉局健康安全課
電話：045-671-2463
FAX：045-664-7296
- お住まいの区の福祉保健センター

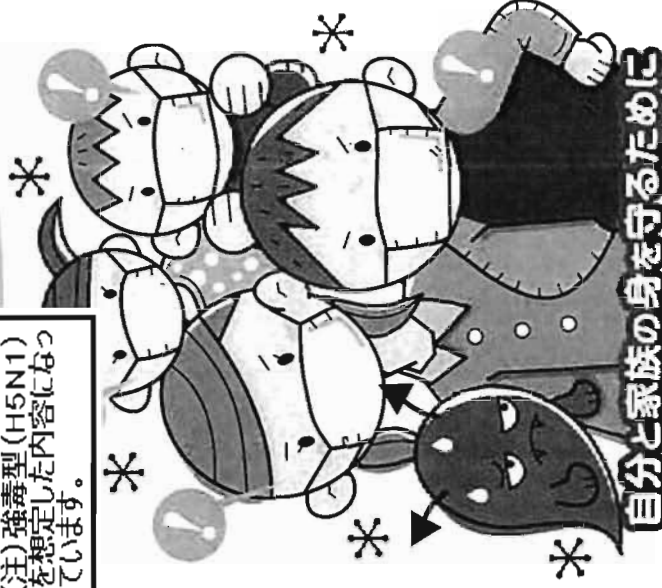
横浜市健康福祉局健康安全部健康安全課

平成20年3月発行
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
電話 045-671-2463 FAX 045-664-7296
横浜市広報印刷物登録番号第190656号
類別・分類 C-EC350

新型インフルエンザ

流行時に備えましょう！

※(注)強毒型(H5N1)を想定した内容になっています。



自分と家族の身を守るために

がんばりましょう！！

新型インフルエンザとは、毎年冬に流行するインフルエンザとは違い、ウイルスの性質が大きく変わる（変異する）ことによりできる、私たちが経験したことのないタイプのインフルエンザです。

アジアを中心に流行している、H5N1という型の鳥インフルエンザが変異して、人から人に感染する力を持った新型インフルエンザが発生すると考えられており、世界中でその発生が心配されています。

大流行（パンデミック）

● 新型インフルエンザに対しては、誰も免疫（病気を防ぐ力）を持っていません。そのため、発生すると、短い期間のうちには世界中で大流行し、多くの人々に被害を与えると考えられています。25～50%の人が感染すると想定されています。

特効薬、ワクチン

● 新型インフルエンザの特効薬はありません（一部の抗インフルエンザウイルス薬は、効果がある可能性があります）。

● 通常のインフルエンザワクチンは効果がありません。新型インフルエンザに効くワクチンは、流行が起こってからしか製造できないため、最短期でも流行後6か月はかかるといわれています。

社会的な影響

● 多くの人が同時期に感染するため、生活に必要な流通などの経済活動が低下し、生活に必要なサービスの提供が制限されると考えられています。

- ガスや水道、電気などのライフラインが止まる可能性があります。
- 学校や保育所が閉鎖される可能性があります。

食事

偏食やダイエットは、抵抗力を低下させます。1日3食、バランスのよい食事をとりましょう。



休憩

過度な労働や疲労は抵抗力の低下を招きます。睡眠は十分にとりましょう。体調が悪いときには、無理せずに休みましょう。

禁煙

喫煙していると、肺などの呼吸器の働きや抵抗力が低下します。禁煙しましょう。

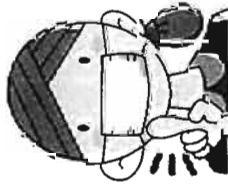
手洗い・うがい

手洗い・うがいは、衛生的な生活の基本です！
外から帰った後、食事の前などは、流水と石鹸で手を洗いましょう。



咳やくしゃみがでているときの注意

マスクをしましょう！
マスクをすることで、咳などのしぶきに含まれるウイルスが他の人に感染するのを防ぎます。マスクがないときには、ティッシュなどで、鼻と口を押さえてしぶきが飛び散るのを防ぎましょう。使ったティッシュは速やかに捨て、処理後は手を洗いましょう。



痰がでていているときの注意

痰は吐き捨てず、ティッシュに다투어捨てましょう。処理後は手を洗いましょう。



症状があるときの注意

生活必需品の備蓄をしましょう

地震などの災害に対しては、3日程度の水や食糧の備蓄がすすめられます。しかし、新型インフルエンザの流行は全世界でほぼ同時に起こるため、他の地域からの救援は期待できません。そのため、新型インフルエンザの流行を想定した場合、少なくとも2週間分の備蓄が必要です。次の項目を参考に、流行時に外出しなくてもいいように備蓄をしましょう。

備蓄する物品の一例

- 水（1日1人あたり3～4L必要です）
- 食料品（調理が不要な保存食品）
- 日用品、常備薬
- 体温計、マスク、アルコール系消毒薬、水枕など
- エネルギー（石油や固形燃料など）





感染予防のための

手洗い

について



- ❖ 簡単で有効な感染予防策は、「手洗い」、「うがい」です
手洗いは、石けんと流水で洗い流すようにします
- ❖ 特に食事の前、トイレの後、帰宅後は、手洗いをしっかり行うようにしましょう
- ❖ 手洗いの際は、指輪や時計をはずしましょう

正しい「手洗い」の手順



1 石けんをつけ、手のひらどうしをよくこすり合わせる。



2 両手の甲をこすり洗いする。



3 指先、爪の間も念入りに。



4 両指の股をこすり合わせ、指の間を洗う。



5 忘れがちな親指も、つりねから指先まで。



6 手首も忘れずに。

平成21年5月15日

学校長・校長代理

教育委員会学校支援・地域連携課長

新型インフルエンザに関する就学事務に
おける対応について（お知らせ）

このことについて、平成21年5月11日教学地第200号により、各区戸籍課長あて依頼文を送付（別添参照）しておりますので、帰国児童生徒の対応について学校長あてお知らせいたします。

新型インフルエンザ発生国・周辺地域から帰国した児童生徒の対応については、帰国が一時的なものであっても、就学の機会が適切に確保されるように文部科学省からも通知されているところです。

そのため緊急帰国のため、住民登録ができない児童生徒については、「住民登録未済者就学」として受け入れることを基本的な対応といたしますので、直接、学校に問い合わせがありましたら、申請手続きが必要なため居住地の区役所戸籍課登録係（学籍担当）をご案内ください。

（添付資料）

- ・平成21年5月11日教学地第200号
新型インフルエンザに関する就学事務における対応について（依頼）

担当 学校支援・地域連携課 就学係
TEL671-3270 FAX681-1415

各区戸籍課長

教育委員会学校支援・地域連携課長

新型インフルエンザに関する就学事務に
おける対応について（依頼）

このことについては、これまでの対応（平成15年の重症急性呼吸器症候群（SARS）等）と同様に、新型インフルエンザ発生国・周辺地域にある日本人学校等から帰国した学齢児童生徒について、帰国が一時的なものであっても、就学の機会が適切に確保されるよう次のとおり対応をお願いいたします。

1 基本的な取扱い

緊急帰国のため、住民登録ができない児童生徒については、その居住地の区役所で「住民登録未済者就学」として、学齢簿を編成の上、就学する学校を指定し、入学通知書を保護者に交付してください。

2 事務手続き上の留意点

(1) 住民登録未済者就学申請書の記載事項

「転入(居)届未提出の理由」欄には、「新型インフルエンザに伴う一時帰国」等内容を簡潔に記入します。

(2) 住民登録未済者就学申請の添付書類及び学齢簿の基本項目

① 「児童・生徒氏名、生年月日、性別、保護者氏名、保護関係」

次のいずれかの方法により確認し、入力します。

ア パスポート、健康保険証、運転免許証等で確認

⇒確認した書類の写しを申請書に添付

イ 本籍地への電話照会により確認

⇒住民登録未済者就学申請書の欄外余白にその旨記載

ウ 住民票除票等により確認

⇒確認した書類（又はその写し）を申請書に添付

② 「児童・生徒住所、保護者住所」

居所を記入・入力し、親族等の住所に同居している場合は、親族等の住民票で確認してください。

(3) 「学齢簿の特記事項」及び「入学通知書の備考欄」への記載事項

「新型インフルエンザに伴う一時帰国に伴う児童（生徒）」と入力、手書き補記してください。

欠席連絡受付シート

年	組	男・女			
体調不良内容 <small>該当するものすべてに○</small>	発熱	(月 日 検温時 °C)			
	のどの痛み	せき	頭痛		
	鼻汁・鼻閉	全身倦怠感		関節痛	
	下痢	おう吐		腹痛	
	その他				
体調不良が始まった日時	月 日 時頃から				
受診状況	受診した	医療機関名			
		診断名			
		インフルエンザの簡易検査を行った場合の結果	陽性	陰性	
	受診していない				
備考					

欠席連絡受付シート

年	組	男・女			
体調不良内容 <small>該当するものすべてに○</small>	発熱	(月 日 検温時 °C)			
	のどの痛み	せき	頭痛		
	鼻汁・鼻閉	全身倦怠感		関節痛	
	下痢	おう吐		腹痛	
	その他				
体調不良が始まった日時	月 日 時頃から				
受診状況	受診した	医療機関名			
		診断名			
		インフルエンザの簡易検査を行った場合の結果	陽性	陰性	
	受診していない				
備考					

あて先 教委健康教育課(FAX 681-2899) 及び 各区福祉保健センター福祉保健課

38℃以上の発熱による欠席・欠勤者数一覧報告書(第4版)

記入例

中	区	学校名	区内小	学校	在籍数	1053	名	9月	18日(金)
---	---	-----	-----	----	-----	------	---	----	--------

学校電話番号(671)3275

学校FAX番号(681)1456

学年	組	在籍者数	38℃以上	左のうち新規数	【備考】発熱状況・診断名・きょうだい関係 など 教職員の場合は職名・担当学年・学級
1年	1	37	7		①38.2℃ ②38.5℃(A型) ③38.3℃(保育園の弟も38.6℃) ④39.2℃(インフルエンザ) ⑤38.0℃(4年1組の姉も発熱③) ⑥39.1℃ ⑦38.0℃
	2	36			
	3	36			
	4	36			
	5	37			
2年	1	39			①38.2℃ ②38.5℃(A型) ③38.3℃(保育園の弟も38.6℃) ④39.2℃(インフルエンザ) ⑤38.0℃(4年1組の姉も発熱③) ⑥39.1℃ ⑦38.0℃
	2	39			
	3	39			
	4	39			
	5	38			
3年	1	32			①38.2℃ ②38.5℃(A型) ③38.3℃(保育園の弟も38.6℃) ④39.2℃(インフルエンザ) ⑤38.0℃(4年1組の姉も発熱③) ⑥39.1℃ ⑦38.0℃
	2	33			
	3	33			
	4	32			
	5	32			
4年	1	30	6	2	①38.0℃ ②38.0℃ ③38.5℃(1年1組の弟が発熱⑤) ④38.2℃ ⑤39.0℃(A型) ⑥38.8℃(A型)
	2	31			
	3	31			
	4	31			
	5	30			
5年	1	35			①38.2℃ ②38.5℃(A型) ③38.3℃(保育園の弟も38.6℃) ④39.2℃(インフルエンザ) ⑤38.0℃(4年1組の姉も発熱③) ⑥39.1℃ ⑦38.0℃
	2	35			
	3	35			
	4	35			
	5	34			
6年	1	36			①38.2℃ ②38.5℃(A型) ③38.3℃(保育園の弟も38.6℃) ④39.2℃(インフルエンザ) ⑤38.0℃(4年1組の姉も発熱③) ⑥39.1℃ ⑦38.0℃
	2	35			
	3	35			
	4	35			
	5	35			
個別級		12			
小計		1053			
教職員		40	2		教諭(1-1担任)38.5℃(A型) 教諭(1-2担任)38.0℃
合計		1093			

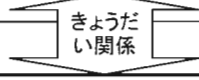
医者から「インフルエンザ」とだけ診断された者

発熱しているが、まだ受診していない者

保護者からの欠席連絡の際、家族(在籍以外のきょうだいなど)の発熱状況についても確認がとれた場合は記入。

医者から「A型」または「インフルエンザA型」と診断された者

この姉は下記4年1組備考欄の③であるということ



この弟は上記1年1組備考欄の⑤であるということ

38℃以上の発熱による欠席数6人のうち、本日あらたに2名が38℃以上の発熱で欠席した場合。

報告クラスに基礎疾患の子どもが1名以上いる場合はクラス番号を○で囲み、なおかつ発熱者が該当する場合はその番号(この例の場合は⑤)を二重○にする。

※ 記入の際、順序性はない(出席番号順ということはない)

発熱しているが、まだ受診していない者

あて先 教委健康教育課(FAX 681-2899) 及び 各区福祉保健センター福祉保健課
38℃以上の発熱による欠席・欠勤者数一覧報告書(第4版)

		区	学校名	学校	在籍数	名	月	日()
学校電話番号()		学校FAX番号()						
学年	組	在籍者数	38℃以上	左のうち新規数	【備考】発熱状況・診断名・きょうだい関係 など 教職員の場合は職名・担当学年・学級			
1年	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
2年	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
3年	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
4年	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
5年	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
6年	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
個別級								
小計								
教職員								
合計								

あて先 教委健康教育課(FAX 681-2899) 及び 各区福祉保健センター福祉保健課
38℃以上の発熱による欠席・欠勤者数一覧報告書(第4版)

区	学校名	学校	在籍数	名	月	日()
---	-----	----	-----	---	---	------

学校電話番号()

学校FAX番号()

学年	組	在籍者数	38℃以上	左のうち新規数	【備考】発熱状況・診断名・きょうだい関係 など 教職員の場合は職名・担当学年・学級
1年	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
2年	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
3年	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
個別級					
小計					
教職員					
合計					

【提出先】
健康教育課
区福祉保健センター

集 団 風 邪
インフルエンザ 発 生 報 告

様式 1

初 ・ 再

〔学級閉鎖 ・ 学年閉鎖 ・ 施設閉鎖〕

第 号

発 受 信 月 日		平成 年 月 日 時 分					
病 名	1 集団風邪	施設名 (公(国・県・市町村)立・私立)	市立	在 籍 数	児 童		計
	2 インフルエンザ	校 長			職 員		
	3 ()	所 在 地 (市町村名も記入)				そ の 他	
発 生 状 況	発 生 月 日						
	学 年						
	学 級						
	在 籍 数						
	欠 席 者						
	患 者 数						
	罹 患 登 校 者						
	閉 鎖 期 間						
	インフルエンザ患者数						
症 状	1 発 熱()℃				6 下痢		
	2 頭 痛		4 咳		7 腹痛		
	3 倦 怠 感		5 咽頭痛		8 嘔吐		
検 査 状 況	検 査 人 員						
	検 体						
	検体提出月日						
	決 定 月 日						
	結 果						
そ の 他	重症者数(入院等)						
累 計	施設数		患者数		学級閉鎖数		
	学級数				学年閉鎖数		

参 考 文 例

平成20年〇月〇〇日

保護者の皆様

横浜市立〇〇〇〇学校
校 長 〇 〇 〇 〇

健康観察のお願い

横浜市健康福祉局によりますと、市内においてインフルエンザが流行しております。本校におきましても、体調不良による欠席者、早退者が出ております。

学校では、日頃より健康観察を行っており、引き続き「手洗い・うがいの励行」指導などにより一層努めます。

各ご家庭におかれましては、引き続き次のご協力をお願いいたします。

- (1) 体調不良の有無にかかわらず、積極的にうがい・せっけんを用いたていねいな手洗い、せきが出る場合はマスクを着用するなどの「せきエチケット」（せき、くしゃみをする場合は人がいない方に顔を向け、ティッシュなどで口を押さえる。使用したティッシュはすぐにゴミ箱（ふた付きが望ましい）に捨てる。手で押さえた場合は、すぐに手を洗うなど）をお願いいたします。
- (2) 発熱などの体調不良の場合は、無理に登校させず、十分休養をさせてください。
- (3) 体調不良での欠席の際、発熱状況等、次の連絡をお願いします。
 - ① 体調不良の具体的内容（例：熱、のどの痛み、せき、頭痛、下痢、おう吐、など）
 - ② いつから体調不良になったか。
 - ③ 熱の状況（〇時に検温したら〇℃だった。）
※熱は必ず測り、発熱があってもなくても伝えてください。
 - ④ かかりつけ医などの医療機関を受診したかどうか。受診した場合は、次の内容も学校へ伝えてください。
 - ・ 医療機関名
 - ・ インフルエンザの簡易検査を行ったかどうか。行った場合はその結果。
- (3) 基礎疾患（ぜんそくなどの呼吸器疾患、慢性心疾患、糖尿病、腎臓病など）があり、体調不良がある場合は、早目に医療機関を受診してください。
- (4) 体調不良時は、塾や習い事も休ませることが望ましいと考えます。
- (5) 免疫力を高めるためにも早寝、早起き、バランスのよい食事など規則正しい生活を心がけてください。
- (6) かかりつけ医がないなど、受診する医療機関がわからない場合は、横浜市発熱相談センター（電話671-4183）に相談してください。聴覚が不自由な方で電話相談ができない場合は、FAX（664-7296）で受け付けています。

連絡先 横浜市立〇〇〇学校 電話〇〇〇—〇〇〇〇 FAX〇〇〇—〇〇〇〇

参 考 文 例

平成20年〇月〇〇日

保護者の皆様

横浜市立〇〇〇〇学校
校 長 〇〇 〇〇

インフルエンザによる学級閉鎖のお知らせとお願い

横浜市健康福祉局によりますと、市内においてインフルエンザが流行しております。本校におきましても、体調不良による欠席者数が〇年〇組において〇名となり、横浜市教育委員会の指示により、次のとおり当該学級を学級閉鎖いたします。

1 閉鎖学級 〇年〇組 閉鎖期間 〇月〇〇日 (〇) ~ 〇月〇〇日 (〇)

流行状況などにより、教育委員会の指示で閉鎖期間が変更になる場合は、連絡網などで連絡します。

2 予防と感染拡大防止

- (1) 体調不良の有無にかかわらず、積極的にうがい・せっけんを用いたていねいな手洗い、せきがでる場合は「せきエチケット」をお願いいたします。
- (2) 基礎疾患（ぜんそくなどの呼吸器疾患、慢性心疾患、糖尿病、腎臓病など）があり、体調不良がある場合は、早目に医療機関を受診してください。
- (3) 体調不良時は不要不急の外出を避けてください。どうしても外出する必要がある場合は、マスクの着用、手洗い・うがいを徹底し、感染拡大予防をしてください。
- (4) 閉鎖の理由や外で遊んではいけない理由等をご家庭でもお子様に説明し、家の中で過ごすようにしてください。
- (5) 閉鎖中は、塾や習い事も休ませることが望ましいと考えられます。
- (6) 免疫力を高めるためにも早寝、早起き、バランスのよい食事など規則正しい生活を心がけてください。
- (7) お子様にプリントやドリルなどの課題を手渡しますので、自宅学習をさせてください。
- (8) 閉鎖学級の児童（生徒）は、特別クラブ活動（部活動）などの課外活動へは原則参加できません。

学校の実情により、学校電話番号・FAX番号、学級担任等、保護者の連絡先を記載

3 学校への連絡

次の場合は、学校（〇〇〇）へ連絡してください。

- (1) 閉鎖中に体調不良になった時。
- (2) 閉鎖中に体調不良が治った時。（医師から「大丈夫」と言われたなど）

学校からの電話等で健康状況の確認をする場合等は、この「3」は必要に応じて削除してください。

4 その他

- (1) 学級閉鎖に伴い、親戚宅等にお子様をお預けになるなど居所が移る場合は、保護者の方が学校に連絡してください。
- (2) 閉鎖学級の児童は体調不良の有無にかかわらず「はまっ子ふれあいスクール」「放課後キッズクラブ」「放課後児童クラブ（学童）」への参加はできません。
- (3) かかりつけ医がないなど、受診する医療機関がわからない場合は、発熱相談センター 電話 671-4183（平日の午前9時～午後5時）に相談してください。聴覚が不自由な方で電話相談ができない場合は、FAX（664-7296）で受け付けています。

連絡先 横浜市立〇〇〇学校 電話〇〇〇—〇〇〇〇 FAX〇〇〇—〇〇〇〇

参 考 文 例

平成21年〇月〇〇日

保護者の皆様

横浜市立〇〇〇〇学校
校 長 〇〇 〇〇

インフルエンザによる学年閉鎖のお知らせとお願い

横浜市健康福祉局によりますと、市内においてインフルエンザが流行しております。本校におきましても、体調不良による欠席者数が〇学年において〇〇名となり、横浜市教育委員会の指示により、次のとおり当該学年を学年閉鎖いたします。

1 閉鎖学年 〇学年 閉鎖期間 〇月〇〇日(〇)～〇月〇〇日(〇)

流行状況などにより、教育委員会の指示で閉鎖期間が変更になる場合は、連絡網などで連絡します。

2 予防と感染拡大防止

- (1) 体調不良の有無にかかわらず、積極的にうがい・せっけんを用いたていねいな手洗い、せきができる場合は「せきエチケット」をお願いいたします。
- (2) 基礎疾患（ぜんそくなどの呼吸器疾患、慢性心疾患、糖尿病、腎臓病など）があり、体調不良がある場合は、早目に医療機関を受診してください。
- (3) 体調不良時は不要不急の外出を避けてください。どうしても外出する必要がある場合は、マスクの着用、手洗い・うがいを徹底し、感染拡大予防をしてください。
- (4) 閉鎖の理由や外で遊んではいけない理由等をご家庭でもお子様に説明し、家の中で過ごすようにしてください。
- (5) 閉鎖中は、塾や習い事も休ませることが望ましいと考えられます。
- (6) 免疫力を高めるためにも早寝、早起き、バランスのよい食事など規則正しい生活を心がけてください。
- (7) お子様にプリントやドリルなどの課題を手渡しますので、自宅学習をさせてください。
- (8) 閉鎖学年の児童（生徒）は、特別クラブ活動（部活動）などの課外活動へは原則参加できません。

学校の実情により、学校電話番号・FAX番号、学級担任等、保護者の連絡先を記載

3 学校への連絡

次の場合は、学校（〇〇〇）へ連絡してください。

- (1) 閉鎖中に体調不良になった時。
- (2) 閉鎖中に体調不良が治った時。（医師から「大丈夫」と言われたなど）

学校からの電話等で健康状況の確認をする場合等は、この「3」は必要に応じて削除してください。

4 その他

- (1) 学年閉鎖に伴い、親戚宅等にお子様をお預けになるなど居所が移る場合は、保護者の方が学校に連絡してください。
- (2) 閉鎖学年の児童は体調不良の有無にかかわらず「はまっ子ふれあいスクール」「放課後キッズクラブ」「放課後児童クラブ（学童）」への参加はできません。
- (3) かかりつけ医がないなど、受診する医療機関がわからない場合は、発熱相談センター 電話 671-4183（平日の午前9時～午後5時）に相談してください。聴覚が不自由な方で電話相談ができない場合は、FAX（664-7296）で受け付けています。

連絡先 横浜市立〇〇〇学校 電話〇〇〇—〇〇〇〇 FAX〇〇〇—〇〇〇〇

参 考 文 例

平成21年〇月〇〇日

保護者の皆様

横浜市立〇〇〇〇学校
校 長 〇〇 〇〇

インフルエンザによる臨時休校のお知らせとお願い

横浜市健康福祉局によりますと、市内においてインフルエンザが流行しております。本校におきましても、体調不良による欠席者数が〇〇名となり、横浜市教育委員会の指示により、次のとおり、本校を臨時休校いたします。

1 臨時休校期間 〇月〇〇日(〇)～〇月〇〇日(〇)

流行状況などにより、教育委員会の指示で休校期間が変更になる場合は、連絡網などで連絡します。

2 予防と感染拡大防止

- (1) 体調不良の有無にかかわらず、積極的にうがい・せっけんを用いたていねいな手洗い、せきができる場合は「せきエチケット」をお願いいたします。
- (2) 基礎疾患（ぜんそくなどの呼吸器疾患、慢性心疾患、糖尿病、腎臓病など）があり、体調不良がある場合は、早目に医療機関を受診してください。
- (3) 体調不良時は不要不急の外出を避けてください。どうしても外出する必要がある場合は、マスクの着用、手洗い・うがいを徹底し、感染拡大予防をしてください。
- (4) 休校の理由や外で遊んではいけない理由等をご家庭でもお子様に説明し、家の中で過ごすようにしてください。
- (5) 休校中は、塾や習い事も休ませることが望ましいと考えられます。
- (6) 免疫力を高めるためにも早寝、早起き、バランスのよい食事など規則正しい生活を心がけてください。
- (7) お子様にプリントやドリルなどの課題を手渡しますので、自宅学習をさせてください。

学校の実情により、学校電話番号・FAX番号、学級担任等、保護者の連絡先を記載

3 学校への連絡

次の場合は、学校（〇〇〇）へ連絡してください。

- (1) 閉鎖中に体調不良になった時。
- (2) 閉鎖中に体調不良が治った時。（医師から「大丈夫」と言われたなど）

学校からの電話等で健康状況の確認をする場合等は、この「3」は必要に応じて削除してください。

4 その他

- (1) 臨時休校に伴い、親戚宅等にお子様をお預けになるなど居所が移る場合は、保護者の方が学校に連絡してください。
- (2) 「はまっ子ふれあいスクール」「放課後キッズクラブ」は、休校中はお休みとなります。
- (3) 「放課後児童クラブ（学童）」については各学童にお問い合わせください。
- (4) かかりつけ医がないなど、受診する医療機関がわからない場合は、発熱相談センター 電話 671-4183（平日の午前9時～午後5時）に相談してください。聴覚が不自由な方で電話相談ができない場合は、FAX（664-7296）で受け付けています。

連絡先 横浜市立〇〇〇学校 電話〇〇〇—〇〇〇〇 FAX〇〇〇—〇〇〇〇